

ヘルパーステーションとは

介護保険の居宅サービスである訪問介護サービスを提供するところです。ホームヘルパーがご自宅を訪問し、介護を必要とされる方がより快適な生活を送れるよう支援するものです。



介護経験豊富なスタッフが心配り・気配りのあるサービスを提供いたします。



ヘルパーステーション「たんぽぽ」の由来
たんぽぽのように小さくてもしっかりしていて頼りがいのある事業所、ご利用者やご家族の皆様におかれましては、しっかりと地域に根付いて行く事業所にしたいという思いをこめて「たんぽぽ」と名付けました。

このサービスがご利用いただける方

介護保険

介護の認定を受け、要介護となった方

※詳細はお問い合わせください。



ご利用の流れ

① 要介護認定の申請

申請には、介護保険被保険者証が必要です。40～64歳までの人(第2号被保険者)が申請を行なう場合、医療保険証が必要です。



② 認定調査・主治医意見書

市区町村等の調査員が訪問し、認定調査を行います。主治医意見書は市区町村が主治医に依頼をし、主治医がいない場合は、市区町村の指定医の診察が必要です。



③ 審査判定

調査結果、主治医意見書の一部は全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます。一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行なわれます。



④ 認定

市区町村は、介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します。認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。



⑤ 介護(介護予防)サービス計画書の作成

介護(介護予防)サービスを利用する場合は、介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)の作成が必要となります。

※「要介護1」以上:居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)

※「要支援1」「要支援2」:地域包括支援センター



⑥ 介護サービス利用の開始

介護サービス計画にもとづいた、さまざまなサービスが利用できます。

こんな時にご利用ください

- 介護の方法がわからない
- 介護につかれてしまった
- 一人暮らしが大変になった
- 一人暮らしの親が心配だ
- 家事手伝いをしてほしい
- お買物や外出、通院が困難になった など



こんなサービスがあります

訪問介護員がご自宅を訪問して食事や排泄などの介護、調理や洗濯など日常生活で必要とされるサービスを提供しています。

身体介護

食事・排泄・入浴のお手伝い、更衣介助、足手浴、通院・外出の手伝いなど(直接利用者の身体に接する)



生活援助

掃除、調理、洗濯、買い物、衣類の整理補修、薬の受け取りなど(日常生活の援助)

これはできません※対象外サービス

- ⊗ 利用者さまが利用していないお部屋の掃除
- ⊗ 利用者さま以外の方の洗濯、調理、布団干し
- ⊗ 草取り、植木の剪定、花木水やり
- ⊗ 大掃除、家具などの移動
- ⊗ ペットの世話、医療行為
- ⊗ 留守番のみ、話し相手のみ など